

会議録

審議会等名	令和5年度第2回つくばみらい市国民健康保険運営協議会
開催日	令和5年12月21日(木)
開催場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎3階 大会議室
出席者	出席委員 伊藤正実、鐘ヶ江礼生奈、守谷智明、小菅新一、青木一郎、横張雅彦、飯塚伸泰、三橋良輔 欠席委員 鈴木美和子 事務局 渡邊千明副市長、草間節保健福祉部長、高瀬雅美国保年金課長、亀田和義課長補佐、松村めぐみ係長、尾内敏彦係長、興津隆雄主事、山田百香主事
議案	会議録署名委員の指名 ・ 諮問事項 (1) 令和6年度つくばみらい市国民健康保険税の税率等について (2) つくばみらい市国民健康保険第三期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第四期特定健康診査等実施計画(案)について ・ 報告事項 (1) 国民健康保険健康優良世帯表彰の廃止の検討状況について
議案概要	・ 開会 午後1時30分 伊藤正実会長 ・ 会長あいさつ 伊藤正実会長 ・ 副市長あいさつ 渡邊千明副市長 ・ 会議録署名委員の指名 小菅新一委員、三橋良輔委員 ・ 諮問事項 「令和6年度つくばみらい市国民健康保険税の税率等について」、 「つくばみらい市国民健康保険第三期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第四期特定健康診査等実施計画(案)について」の2項目について、副市長より諮問を行い、事務局からの説明後、原案のとおり答申された。 <質疑等> 諮問事項(1)について 横張委員 次年度の財源不足に対して、基金取り崩しで対応し、税率は据え置くという方針には賛成する。税率をアップするのか基金を取り崩すのか、色々な状況を踏まえて判断するということだが、基金をどこまで取り崩すという事務局としての具体的な目安や見解はあるのか。

	<p>事務局 基金がどれくらいになったらという具体的な基準は決めていない。保険税の歳入と歳出の納付金の伸び等や今後の被保険者数の減少等を見極めながら判断するが、令和7年度、8年度あたりには保険税が上がってくるような計算になると考える。</p>
	<p>守谷委員 令和6年度の国保税率だが、令和4年度に大きく改定し、当面状況を見ながらという条件は付くが、据え置きできればという今回の案には賛成する。説明の中で、令和6年度の収支を見積もると約2億4,000万円程度の財源不足という試算だが、これは徴収する保険税額と納付金を差し引きしただけなのか。それとも国保特別会計全体を見積もったうえでの差し引きなのか、計算の背景を教えてほしい。</p>
	<p>事務局 予算要望の段階で、歳入歳出を全て計算したうえで、歳入から歳出を差し引くと2億4,000万円ほどの財源不足が生じると考えている。</p>
	<p>議長 令和6年度つくばみらい市国民健康保険税の税率等について、原案のとおり答申することに異議はないか。</p>
	<p>各委員 異議なし</p>
	<p>議長 異議なしと認める。よって、原案のとおり答申することに決定する。</p>
	<p>諮問事項(2)について 質疑なし</p>
	<p>議長 つくばみらい市国民健康保険第三期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第四期特定健康診査等実施計画(案)について、原案のとおり答申することに異議はないか。</p>
	<p>各委員 異議なし</p>
	<p>議長 異議なしと認める。よって、原案のとおり答申することに決定する。なお、答申書の作成及び提出については、</p>

	<p style="text-align: center;">議長の私にご一任していただくという事によろしいか。</p> <p>各 委 員 異議なし</p> <p>・ 報告事項 国民健康保険健康優良世帯表彰の廃止の検討について、事務局より説明した。</p> <p>< 質疑等 > 鐘ヶ江委員 表彰について廃止するという案だが、記念品で予算がかかるということだと思う。記念品なしで表彰という形を検討してはいかがかと思う。健康でいる高齢者が表彰されるのが生きがいというか、楽しみのひとつではと思うので、その辺りを検討されたのかどうか伺いたい。</p> <p>事 務 局 財政状況が厳しいという視点から始まったので、表彰状を授与することに関して、フラットな形の検討はしていないので、その辺りも検討してまいりたい。</p> <p>議 長 確かに今の説明だと財政問題だけを特筆して、表彰という観点が欠落していると思う。何が一番の真の目的かを考えると鐘ヶ江委員の発言が全てを物語っていると思うので、もう一度この件は検討いただきたい。</p> <p>・ その他 令和 5 年度国民健康保険運営協議会の今後の開催日程等について、事務局より説明した。</p> <p>< 質疑等 > なし</p> <p>・ 次回は、2月15日（木）午後1時30分に開催予定 ・ 閉会 午後2時40分 伊藤正実会長</p>
そ の 他	傍聴人 無

以上、上記議事を明確にするため、この会議録を作成し、議長及び会議録署名委員が次に署名する。

議 長

會議録署名委員

會議録署名委員